

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

現下の社会情勢に鑑み、岡山県議会の議員の期末手当を減額する措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。